

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和4年度 富士見市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	6	6	55,400	6	0	0	55,400
1	80	キシレン	9	1	656,100	2	2,900	0	653,200
1	207	2,6-ジ-ターシャリ-ブチル-4-クレゾール	1	8	1,300	9	1,300	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	8	2	460,600	4	0	0	460,600
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	6	6	19,400	7	0	0	19,400
1	300	トルエン	7	3	1,646,000	1	0	0	1,646,000
1	392	ノルマル-ヘキサン	7	3	532,000	3	0	0	532,000
1	400	ベンゼン	7	3	234,100	5	0	0	234,100
1	405	ほう素化合物	1	8	500	10	500	0	0
3	2	アンモニア(アンモニア水を含む)	1	8	16,000	8	9,000	0	7,000
		合計	—	—	3,621,400	—	13,700	0	3,607,700

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。